

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年3月24日

【会社名】 椿本興業株式会社

【英訳名】 TSUBAKIMOTO KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 椿本哲也

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田3丁目3番20号

【電話番号】 大阪 06 - 4795 - 8806

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 春日部博

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田3丁目3番20号

【電話番号】 大阪 06 - 4795 - 8806

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 春日部博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
椿本興業株式会社東京本社
(東京都港区港南2丁目16番2号)
椿本興業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦3丁目6番34号)
椿本興業株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸2丁目15番10号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成26年3月24日 (当社取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、持分法適用関連会社である椿本西日本株式会社の全株式を、株式会社椿本チエインに譲渡することを平成26年2月21日開催の当社取締役会にて決議しました。

その後、株式会社椿本チエインとの間で譲渡時期、譲渡金額などの詳細が合意に至り、平成26年3月24日開催の当社取締役会にて当該合意内容を承認いたしました。これに伴い特別利益を計上する予定であります。

詳細

平成26年3月25日 椿本西日本株式会社にて臨時株主総会を開催、剰余金処分の決議(予定)

剰余金処分として、普通株式1株につき金5,548円を株主に対する配当財産の割り当てとして支払うことが決議され、これに伴い当社は当社持分について平成26年3月26日に臨時配当金を受領し、これを特別利益として計上する予定であります。

平成26年3月27日 当社が保有する椿本西日本株式会社の全株式を株式会社椿本チエインに譲渡(予定)

当社が保有する90,000株を1株につき金3,309円で譲渡するため、譲渡益が発生し、これを特別利益として計上する予定であります。

(当社が保有する椿本西日本株式会社の保有状況と譲渡概略)

譲渡先	商号 株式会社 椿本チエイン 所在地 大阪市北区中之島3丁目3番3号 代表者 長 勇
譲渡前 保有株式数	90,000株(発行済株式数 180,000株、所有割合50.0%)
譲渡株式数	90,000株
譲渡後 保有株式数	0株(発行済株式数 180,000株、所有割合0%)

発行済株式数は、平成25年9月30日現在のものです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

上記配当金の受領及び株式譲渡益の発生に伴い、平成26年3月期の個別決算につきましては、臨時配当金499百万円、株式譲渡益252百万円を、特別利益として計上する予定であります。

連結決算につきましては、椿本西日本株式会社は当社の持分法適用関連会社であり、連結範囲に含めていたため、200百万円を特別利益として計上する予定であります。

以上